

(意見書案第 27 号)

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

現在、中小企業の経営は、かつてない厳しい状況に追い込まれている。

このような現状にありながら、政府の経済対策は的確な現状分析を欠いた逐次投入の手法であり、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ない。さらに「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎えるのに加えて、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業の増税が懸念されており極めて問題である。

よって、政府においては、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」の実施を決断し、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、2010 年度末（2011 年 3 月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
- 3 2011 年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって中小企業の負担にならないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
財務大臣 } 宛
経済産業大臣 }